

平成22年（行ウ）第11号

原 告 宮 部 龍 彦
被 告 滋 賀 県

原告第3準備書面

平成23年7月11日

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

原 告 宮 部 龍 彦

第1 被告第3準備書面に対する反論等

1 被告第3準備書面第1の3について

被告は、同和地区であるかに否かにかかわらず、住宅案内板を公開することは住民のプライバシーを不当に侵害するというが、少なくとも同和地区でなければ問題にならないことである。しかし、地域総合センターの周囲の住民が誰であるかは一目瞭然であるにも関わらず、被告が地域総合センターの周囲の住民であればそれだけで差別対象であるかのように公言するから問題なのである。仮に地域総合センターの場所が公開されることで、被告がいうように個人の権利利益が侵害されるというのであれば、長塚地域総合センター周囲の住民である西川現一、生田洋行、西川良一、田中五一郎、村上きぬえ、福原範彦の各氏や、あるいは将来それらの土地を譲り受けた人は部落差別により権利利益を侵害されるということになるが、そのような事実や蓋然性は確認することができない。

住宅案内板と同等の情報は、住宅地図（甲6）からも得られるものであるし、そもそも誰がどこに住んでいるか分からなければ社会生活は成り立たない。単に住民がどこに住んでいるかが分かる情報を公にすることが悪質な行為というのであれば、住宅地図を販売している会社、それを購入して日常的に使用している行政も悪質な行為を行なっているということになるが、実際はそうではない。

2 被告第3準備書面第1の4について

大阪府は全国でも最大規模の同和対策事業が行われた。大阪市では昭和45年に同和地区に設置された市民館（隣保館）が「同和地区解放会館」と改称され、平成12年に同和対策事業の終了を見据えて「人権文化センター」と改称された。大阪府の他の多くの自治体でも同様の経緯をたどっている。また、同和対策事業として墓地が整備されたことがある（甲65号証）。同和地区の施設は「解放運動により勝ち取られた物」であり、地域によってはよそから来た人は利用しにくい実態があったこと、同和事業による運動団体の拡大に伴って、同和地区では吹田二中事件（甲66号証）、矢田事件のようなトラブルが相次いだことも原因となり、敬遠されたことも事実である。

大阪府では「解放会館や墓地などが目立ち、地元では敬遠される地域」があるのは事実である。例えば甲67号証の航空写真に示すとおり飛鳥地区（大阪市東淀川区東中島3丁目周辺）はその条件に当てはまる。飛鳥地区は、部落解放同盟大阪府連合会飛鳥支部長が同和対策事業の駐車場運営事業の収益6億円あまりを横領するなどし、平成19年1月に大阪地裁で有罪判決を受けた「飛鳥会事件」の現場となった地区でもある。航空写真からも明らかな通り、公営住宅や同和対策関係の施設が多く周囲から浮いている。このように同和地区の存在は隠すことができず、むしろ無視することの方が不自然であって、どこが同和地区であるかという事実を公言したり報告したりすることは差別ではない。

また、単に同和地区が分かるというだけで公開条例第6号第1号に該当する非公開情報であるとするのは、既に明らかになっている同和地区について、そこに住むことで「個人の権利利益を害する」と認定するのと同等であって、むしろ同和地区を避ける根拠のない理由を作るだけである。

3 被告第3準備書面第1の5について

被告が問題としているのは、被告第3準備書面第1の2にあるとおり、営利目的に関わらず同和地区住民等の就職の機会均等に影響を及ぼし、その他さま

ざまの差別を招来し助長する情報である。甲30の1ないし5号証には被告がそのように考える情報が含まれている。

例えば「木ノ川新田の暮しと福祉」（甲30の1）には、草津市木川町が同和地区であることが書かれており、さらに佐山と増田を名乗る2つの世帯から地区が始まったことが書かれている。実際に草津市の電話帳で調べてみると、増田はそうでもないが、佐山姓は明らかに木川町に集中している（甲68号証）。すると、草津市で佐山という姓であれば、同和関係者であろうと想像できる。被告のいうように同和関係者が結婚や就職で排除される実態があるのなら、草津市では戸籍を調べるまでもなく佐山姓により差別対象が判別されるということになる。従って、「木ノ川新田の暮しと福祉」は被告にとっては本件公文書等の記載内容と同質のものである。

しかし、現実には「木ノ川新田の暮しと福祉」はずっと以前から滋賀県立図書館の開架に並べられており誰でも見ることができるし、そのことが原因で問題は起こっていない。

4 被告第3準備書面第2について

被告は地方自治法第244条1項や市町の設置管理条例が同和地区の場所を公開するものではないという趣旨の説明をするが、少なくとも同和対策目的の施設の名称と位置が公開されていることは明らかであるし、同和対策目的の施設の付近は同和地区であろうことは容易に想像できる。原告が収集した市町の設置管理条例（甲18, 甲31ないし64号証）と「滋賀の部落」（甲4）からも、それが単なる憶測ではなくて事実であることが明白である。

5 被告第3準備書面第3について

被告が提出した乙48号証は改変されたものである。実際は甲69号証のとおりである。

被告は「本件非公開情報を開示すれば、滋賀県内の同和地区一覧なるものがインターネット上で公開され」と述べているが、甲69号証のとおり滋賀県内の同和地区一覧は既にインターネット上で公開されている。

被告は「事務または事業の適正な遂行に支障を及ぼす」というが、被告に限らず国の機関である法務局も含め、同和地区の場所を明らかにすることは差別につながるので、隠さなければならないということを教育、啓発のベースにしてきたので、その前提が崩れると多くの人の面子がつぶれてしまうというのが本当のところである。だから、誰の目にも明らかであることを、公開されていないと言うのであり、まさにアンデルセン童話の「はだかの王様」を体現している。

以上のとおり、被告は単なる面子の問題を事務事業への支障と言い換えているものであって、本件非公開情報は公開条例第6条第6号に該当しない。

証 拠 説 明 書

平成23年7月11日

大津地方裁判所民事部合議B係 御中

原 告 宮 部 龍 彦

号 証	標 目	原本/写し	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲65	中山石渠工事経歴書	写し	H20.4.25	株式会社 中山石渠	同和対策事業として墓地が設置されたこと。
甲66	吹田二中事件判決	写し	H61.10.23	最高裁判所	同和対策事業時代に教育現場でのトラブルがあったこと。
甲67	大阪市飛鳥同和地区の航空写真	写し	H23.7.10	グーグル社	解放会館や墓地などが目立つ同和地区が存在すること。
甲68	ハローページ滋賀県南部版（個人名）	写し	H23.5	NTT西日本	草津市で佐山姓は同和関係者であろうと推定できること。
甲69	同和地区一覧	写し	H23.3.19	原告	既に滋賀県の同和地区一覧が公開されていること。